平成２３年（フ）第２２９号
長崎県佐世保市野中町135番地６　メゾン野中101、旧住所長崎県松浦市志佐町里免1047番地１
債務者　服部　七重
１　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４０８号
東京都町田市鶴間1521番地８カーサ・アルバイワミ101
債務者　見砂　真次
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４１１号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地11―403
債務者　舘上　　明
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
島根県江津市二宮町神主ハ458番地１　雇用促進住宅　神主宿舎１―209
債務者　福島　賢二
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第９６号
島根県出雲市小山町469番地１　サンコート小山305
債務者　佐藤　輝一
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１４３７号
東京都日野市多摩平５丁目12番地の16
債務者　久保田直美
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５６号
東京都武蔵村山市大南１丁目89番地の２コーポハリ105号
債務者　島崎　和枝
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２８４号
東京都武蔵村山市学園３丁目79番地の２シティハイム学園101号
債務者　中込　　学
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９８１号
千葉県習志野市花咲２丁目15番11号　サンパーク花咲Ａ―201号
破産者　岡本　吉之
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９０号
千葉市若葉区千城台北１丁目１番１号　１ＳＴ．アベニュー大澤201号
破産者　中島　憲子
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９３号
千葉県市川市南八幡２丁目１番14―303号　エトワール本八幡
破産者　秋山　章太
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９５号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目６番10号　コーポみのり２―103号
破産者　及川　静江
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９６号
千葉県市川市南八幡２丁目１番14―303号
破産者　株式会社大地工業
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７１号
千葉県松戸市日暮１丁目16番地の２　Ｍ―ＰＡＲＴⅢ日暮ビル901号
破産者　岩見　春美
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２８号
千葉県松戸市東平賀104番地の17
破産者　安西　昌弘
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４７号
札幌市厚別区上野幌３条２丁目23番23号
破産者　有限会社エー・アール・エー
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３８号
札幌市手稲区曙11条２丁目３番40号
破産者　株式会社バント
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２２号
東京都千代田区富士見１丁目11番23号
破産者　株式会社フィッツ
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係